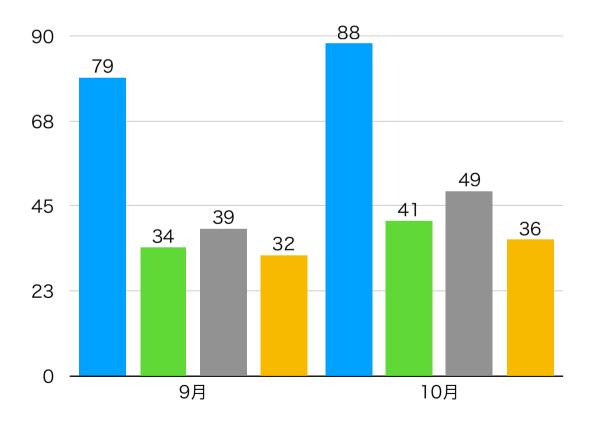
いじめ問題に関する実態

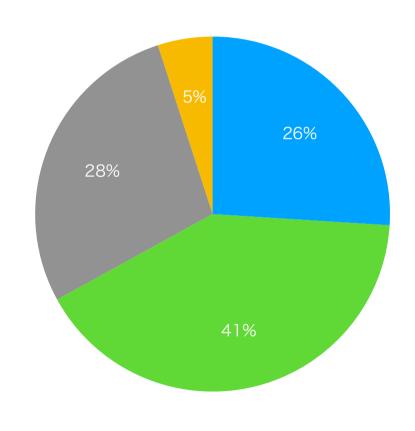
(令和3年度第3回いじめ防止対策協議会ヒアリング資料)

NP0法人プロテクトチルドレンえいえん乃えがお代表 森田志歩 氏

[令和3年9月・10月 相談件数及び相談者の割合]







[主な相談内容]

• 児童: いじめ・不適切指導・虐待

・保護者:いじめ・不適切指導・学校、教育委員会の対応・不登校

・学校及び教育委員会:いじめ問題の対応・児童保護者対応・研修内容・不登校児童に対する支援等

・その他:関係機関、他団体より個別の問題対応等

「当会サポート事例]

- ・話し合いの場へ同席 ・調査委員会へ参加 ・児童との面談 ・会議等への参加 ・講演
- ・保護者、学校、教育委員会・関係機関と個別面談・・不登校児童支援・・児童虐待に関する対応
- ・省庁又は国会議員方との面談、要望書等の提出など

*当会は様々な問題の被害者となった子供たちの為に、早期解決改善を目的とし、表面的な問題ではなく問題の本質を解明し改善して頂く事を念頭に置いております。本質を把握するためには、関係する方々に向き合っていただく必要があり批判や責めるばかりでは問題となる原因の解明や的確な解決改善に至りません。敵・味方では無く被害にあった子供たちのために早期解決改善を実現するための対応を心がけております。何よりも関係者方には真摯に向き合って頂くことを願います。

いじめ問題に関する実態

[いじめの定義]

・当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の 児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるも のを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを いう。

「いじめ防止対策推進法・基本理念]

・第3条

1、いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2、いじめの防止などのための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

3、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

・第4条

児童は、いじめを行ってはならない。

*法改正に向けた声が高まっており、その中でも「罰則規定」を設けるといった声も多いですが、その場合、誰が処分するのかが重要になると思います。すでに地公法にて懲戒処分基準がありますが、該当しても処分されていないといった事案が数多くあると認識しています。

「いじめの態様・実態]

- ・悪口、仲間外れ、無視
- ・ネットいじめ
- ・物を隠される、壊される、盗られる
- ・暴力

「いじめに対する対策・対応について】

・「児童は、いじめを行ってはならない」→ 児童に対し、いじめを正しく理解させること。どのような事がいじめなのか、何故いじめはいけない事なのか。

*ガイドライン(いじめの防止等のための基本的な方針)には「策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」としてますが、実施していない学校がある。学校いじめ防止基本方針を説明する事によって、いじめへの理解又は、いじめが起きた時の学校の取り組み等も周知出来ると思います。

- ・児童、保護者、学校、教育委員会において、いじめを正しく理解する事で抑止にも繋がり、又はいじめが起きた時の対応も共通理解を図り適切に解決改善に向かう事が出来ると思います。
- ・いじめか否かの判断に拘りが強く、いじめと判断した場合、法に則り義務を果たすため に管理職へ報告した上で教員間で共有し組織的な対応を講じる事になります。学校として は、いじめの態様によっては教員が関係児童と話をし指導等をする事で解決ができる事案 もある事から、全てを「いじめ」と判断し講じる必要はないと考えています。講じる事に よって業務が増え他業務への支障が出ることを懸念されています。
- ・対応にあたる学校現場に対し、定義とする「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと し法に則り適切に対応をさせるのであれば、いつどこでも起こりうると言われる「いじ め」は件数的にも決して少なくない為、実際に学校現場が個々のいじめに対し対応可能な 状況であるかが問題となります。限られた時間や人員であり、いじめ問題以外に様々な問 題や業務を抱え、他業務へ支障が出た際の対策等が制定されていません。
- → 先ずは、学校現場の体制を整える必要があると思います。
- ・被害にあった児童達の声は「今すぐ助けて欲しい」という声が圧倒的に多く、助けてもらえないと感じる事によって絶望してしまいます。子供達の命や尊厳を守るのであれば、問題解決までのスピード感が重要と思います。調査等は時間がかかり、その間いじめか否かも明確にされず原因究明や再発防止もなされない状況である事から、被害児童は更に不安を抱える事になります。調査は必要と思いますが、被害児童の不安を仰ぐ事なく安心し安全に過ごせるよう対策を講じなければならないと思います。
- → 調査中を理由に支援体制等を行わない学校があります。
- ・悪質と思われる学校又は教育委員会に対しては、是正勧告の出来る権限を有する組織が必要であり、現時点では各自治体に権限がある事から国や都道府県であっても学校又は市町村区の教育委員会に対し指導助言のみとなっております。これでは、違法行為等も含め明らかに不適切と判断されても放置状態となり解決改善に至る事はありません。

- ・相談体制を整えても、被害児童が必ずしも声を上げられるとは限りません。学校・教育 委員会のみならず家庭や地域住民も含め、如何にいじめを早期発見出来るかという所も考 えなければならないと思います。
- ・事後対応の議論も大事ですが、どの児童も加害児・被害児にならないよう防止対策の議論は特に大事だと思います。又、日々のいじめ防止対策を徹底する事で抑止や重大化する ことを防ぐことも可能ではないかと思います。
- ・子供達の命や尊厳を守るための「いじめ防止対策推進法」ですが、いじめを苦に自ら命 を絶つ子供達や心に大きな傷を負ってしまう子供達が増え続けている事から、現行法では 子供達を守る事は出来ません。
- → 子供目線ではなく大人目線で制定されているからだと思います。子供目線で制定するならば子供達の「今すぐ助けて欲しい」という声を反映させ、被害にあった子供達を一刻も早く救う事の出来る法が必要と思います。発見から解決までのスピード感が重要。

1、学校・教育委員会

→ 現在の定義では幅が広く判断に戸惑う。早期発見しても多忙のため対応にあたると他業務に支障をきたす。(いじめ・重大事態と判断し法に則った対応をしなくても教員が指導等をする事で解決可能な事案も多々あるが、保護者は判断に拘り又、判断する事によって加害児童・教員に対する処分感情や責任追及となるため話し合いが難航し関係が拗れる)

2、保護者

→ 直ちに加害児童の出席停止を求める。子供が「いじめられた」と言っているのだから 調査等は必要ない。子供は被害児童である事から保護者の要望に寄り添い受け入れるべ き。

[事例]

事案	保護者	学校・教育委員会
友達から悪口を言われ欠席 している。	不登校重大事態だ。	該当児童に確認し事実であ れば指導し注意深く見守る 事で解決改善出来る。
仲間外れや無視	学校は、いじめと認めない。	先ずは認める事から要求されるが、確認等をしなければ安易に認められない。認めない限り話し合いが進まない。
ネットいじめに遭い、30日以上欠席。	学校・教育委員会へ相談しても相手側を注意したと言うだけで他は何も対応されない。	画像もなく他児童たちとの 証言が異なるため事実確認 が出来ない。

28条・重大事態について

[調査委員会·対応中]

• 件数: 16件

[設置・遅れた原因]

- ・学校、教育委員会の情報共有が出来ていない
- ・児童が不登校であっても学校としては、加害側を指導し謝罪したので解決と判断。児童 に対し登校支援中
- ・重大事態の定義を理解していない(疑いの時点について)
- ・調査より児童への支援や配慮を優先(登校復帰・被害の訴えが無くなる事で定義に該当していても重大事態調査を行わない)
- ・児童、保護者からの申し立てのみでは確認もしないまま認定及び設置はできない
- ・保護者側も法や定義等を理解しておらず、重大事態に気付いていない

[調査報告書のトラブル]

- ・重大事態調査を正しく理解していない
- ①被害側への説明や経過報告を行わない(被害・加害の中立性を考えている)
- ②報告書の作成の仕方(いじめか否かの判断無し・再発防止に向けた提言無し等)
- ③調査対象の比率が被害側に対し加害側が多く、調査委員は証言の多い方に傾く傾向があり、いじめの認定に至らないケースもある

(加害側:していない・他児童:曖昧・知らない等)

- ④調査委員会は捜査機関ではないと言うことで矛盾点や曖昧な部分に対し究明しない。証拠が無ければ認定出来ないと言われるが、被害側が被害に関し証拠を残すなど困難
- ⑤再調査へ至るケースが、ほぼ無い

[調査委員会設置者について]

- ・教育委員会及び学校となりますが、設置者と調査対象となるため二つの業務を抱え調査に向けた準備に時間がかかる
- ・自治体によっては財源・予算がなく設置が困難(職能団体と費用の点で合意に至らない)
- ・委員に対し日当の支払い等が生じるため雇用関係であり、中立性などに対し不信感を与 える
- ・調査対象者が設置者であり調査委員会の窓口になるのは中立性・公平性に欠ける。被害側は対象者が設置している事から、調査委員に対しても不信感を抱きます

[調査委員会について]

保護者	学校・教育委員会・調査委員会
重大事態と認定されたが、説明等が無い。	職能団体へ推薦依頼を出しているが待ち状 況。時間がかかる事を理解して頂けない。
委員が同じ都道府県・市町村区であり中立 性や公平性が保たれているのか不安。	予算の都合上であり利害関係等は無いが、 納得して頂けない。
被害側の推薦人を入れて頂きたい。	「疑い」とし調査を開始するため、いじめ や被害・加害が確定している訳ではないの で被害者と言われている側のみの推薦人を 入れると加害者と言われている側にとって 中立公平では無くなる。
経過報告の際に具体的な事を教えて貰えない。他の人達が何を話しているか等。	調査中であり確定している訳ではないので、現時点で詳細を伝えると被害・加害と言われている者同士の対立や他の問題が起きかねない。
調査の対象となる学校が、何故、学校の職員等で構成されている組織が調査をするのか。	法律上の問題であり、義務付けられている「学校いじめ対策組織」であるが、委員は 教職員ばかりではない。しかし一人でも教 職員が入る事で理解を得られない。
調査の対象である教育委員会が窓口となり、調査委員会と情報共有しているのは中立公平が保たれていない。	法律上の問題。委員会に参加している訳で はない。
調査対象である教育委員会が被害側に聞き 取りの際に、何故、毎回立ち会うのか。非 常に話しづらい。又は、自身らの事を言わ れている事を知り隠蔽等をするために口裏 合わせ等されるのではないか。	記録を残すためである。
教職員等の対応を話すと対象外と言われる。	いじめ問題調査委員会のため、教職員はいじめの定義で対象外である。
報告書に事実に反することが記載されている。	あくまでも調査結果であり、被害者だと言 われる側の主張や思いの通り作成する事は 出来ない。
再調査の要望をしても行って頂けない。	首長判断のため学校・教育委員会へ抗議を されても困る。

- ・保護者、学校、教育委員会より調査委員会に関する相談も数多く頂きます。様々な問題点が考えられますが、調査対象となる学校及び教育委員会において「重大事態」を判断する事・調査委員会設置又は委員の人選を行う時点で、児童及び保護者方の理解を得ることが難しい状況と思われます。尚、報酬等も教育委員会から支払われる事で雇用関係となり利害が生じているのではないかと思います。
- ・現行法では委員の人選について職能団体への推薦等とされておりますが、必ずしも職能 団体の方が「いじめ」に関し専門知識や理解があるとは言えません。実際に調査委員より 相談を受ける事もあります。
- ・調査に時間がかかり、その間、被害児童は「いじめか否か」「原因究明」「再発防止」 等、明確にされない事から、更に不安な日々を過ごしています。
- ・該当生徒等の聞き取りは保護者の承諾を必要とする事から拒否され、調査委員会とし必要と思われる調査が行えないケースも多々ある。
- ・被害児童の多くは早期解決を望んでおり、解決までのスピード感が重要と思われる事から調査方法等も検討が必要と思います。
- ・自殺事案の場合は遺族の思いが強く結果ありきで、調査結果に対し納得されないケース が多々あるが、委員会は捜査権限がないため調査に限界があります。

「全国教育委員会・学校アンケート結果]

配布数:教育委員会(100)・学校(150) 合計 250

回答件数:教育委員会(71)71%・学校(109)72.6% 合計 180

回答数:教育委員会(196)・学校(290) 合計 486

*教育委員会・学校 ・ ()内 → 回答数

[いじめ問題に関するアンケート]

*該当する回答の()内に『○』を記入して下さい。

① 児童又は保護者から相談を受けた場合、どのような対応を心がけておりますか?

(教116・学180 計296) 児童に寄り添った対応を検討する

(教25・学57 計82) 保護者の相談を主とし対応を検討する

(教86・学183 計269) 相談された内容を、先ずは教職員で共有し検討する

(教19・学10 計29) その他

*その他の場合は、どのような対応か記してください。

教育委員会(集約)

- ・学校と連携し情報共有を行い、適切に対応するよう指導助言をする
- ・緊急性や関係機関の必要性の有無を確認する

学校(集約)

- ・傾聴しつつ事実確認を進め、児童生徒の様子を注意深く見守る
- ・個々で状況が異なるため丁寧に話を聞く
- ② 対応が遅れてしまうケースがありますが、原因は何と思いますか。

(**教49・学56** 計**105**) いじめ防止対策推進法・基本方針等を理解されていない

(教79・学129 計208) 保護者との話し合いが難航し関係が拗れてしまう

(**教51・学93** 計**144**) 他業務があるため時間が取れない

(教44・学63 計107) その他

*その他の場合は、どのような原因があるか記してください。

教育委員会 (集約)

- ・子供が被害に遭い保護者は冷静さを欠いてしまうので問題がすり変わってしまう
- ・個人個人抱えている業務があるため情報共有など連携が難しい
- ・保護者の訴えと学校報告、状況が異なるので確認等に時間がかかる

- ・報告、連絡、相談体制が十分ではない
- ・組織的な対応をする際に一人一人が問題に対する危機感や認識が異なるのでスピード感 も落ちる
- ・参考となる通知やガイドラインの種類や量が多すぎる

学校(集約)

- ・教員それぞれが多忙のため助けを求め難く抱え込んでしまう。又は教員間の温度差、人 員不足
- ・対応する教員と保護者の思考のズレ。感情的になってしまう保護者も多く要求が調査等 ではなく責任追及となる
- ・ガイドラインの種類や量も多く理解する事が困難である
- ・児童の学年や発達によって情報取集に時間がかかる
- ・丁寧に進めている事が遅いと感じられてしまう
- ③ 学校及び教育委員会が「いじめ」「重大事態」と認めてくれないという声がありますが、理由とし考えられることをお答えください。

(教89・学196 計285) 該当児童から話を聞いたが主張が異なる

(**教33・学33** 計**66**) 子供同士なので一般的に良くある事だと思うから

(教10・学31 計41) 認めた場合、業務が増える

(教61・学48 計109) その他

*その他の場合は、どのような理由か記してください。

教育委員会(集約)

- ・被害を訴える側だけの主張で判断する事は出来ず状況確認等行うが、学校・相手側、他 者との主張が異なるため
- ・定義の幅が広く事案によっては判断する事に躊躇してしまう
- ・社会において「いじめはいけないこと、悪いこと」と結論付けれれている事から、自身 の学校で「悪い事が起きている」という認識となり認める事を躊躇してしまう
- ・教育委員会としては学校報告を元に判断している
- ・重大事態に関しては慎重になり、正確な情報や確認が取れない中で児童や保護者の申立 のみで認める事は出来ない

学校(集約)

- ・行為等の確認も出来ず被害、加害、他生徒の証言が異なる場合、一方の主張を尊重し判断する事は他生徒や保護者との信頼関係も崩れるため認めるに相応する状況が必要である
- ・教職員と管理職の関係性やコミュニケーション不足
- ・認めた場合の負担感や、被害側から教員や加害側への攻撃に対する不安
- ・事実確認等せず「疑い」の時点で認めることに違和感がある
- ・認める事が大事ではなく、確認や指導等をし問題を解決することに専念している。認め る、認めないに拘りすぎだと思う

④ いじめ防止対策推進法に基づく基本方針やガイドラインがありますが、記載されている内容は必ず従うべきと思いますか?

(**教95・学174** 計**269**) 従うべき (**教76・学93** 計**169**) 内容による

⑤ 保護者との関係が拗れ解決改善に至らないケースがありますが、学校又は教育委員会 とし特に困られるのは、どのような場合ですか。

(教108・学175 計283) 説明をしても納得して頂けない

(教50・学116 計166) 無謀な要望をされる

(**教60・学109** 計**169**) 一方的に責められ会話にならない

(教21・学16 計37) その他

*その他の場合は、特に困る事を記して下さい。

教育委員会(集約)

- ・子供の話を鵜呑みにされ丁寧に説明しても受け入れて頂けない。調査を行うと説明して も子供の主張が全てであり調査等必要ないと言われる
- ・被害側だとし寄り添う事を強調されるが要望要求を全て受け入れなければ話し合いが進まない。どこまで寄り添えば良いのか分からない
- ・法に対する保護者の理解不足で話し合いが並行線になる
- ・学校報告と保護者の主張が異なり確認をするが、感情的になられ詳細等の聞き取りが困 難
- ・いじめ防止法に基づく対応より責任追及や処罰感情が強く調査等に進めない

学校(集約)

- ・最初の相談時点で被害者だと主張され、学校側の説明等は聞き入れて頂けない
- ・ガイドライン等に被害児童保護者に寄り添う事と記載がある事から、全ての要望を受け 入れなければ話し合いが進まない
- ・いじめの行為等、学校は目視していない場合も保護者の主張のみで判断させられる
- ・他業務もあるため話し合いに時間をかけられず理解も得られない
- ・情報収集や確認の時間を頂けず、一方的な主張で、いじめを認める事や相手側への指導 を強調され応じるまで連日言われ続ける
- ⑥ 保護者との関係が拗れ難航した場合、中立の立場で介入し解決改善に向け協力をして 頂ける第三者機関は必要と思いますか。

(教167・学258 計425) 必要

(**教4・学5** 計**9**) 必要ない

⑦ いじめ防止対策推進法を法改正するとしたら、どの点を改正して頂きたいと思いますか。

教育委員会(集約)

- ・重大事態に関しては重大性を検討する必要がある
- ・保護者の責任や責務を明確にすべき
- ・現行法の定義に基づき対応すると、他業務に支障をきたす
- ・児童生徒への教育や教員研修を行う事を明記して頂きたい
- ・苦痛や児童保護者の申立のみで判断するのでは無く、事実確認の結果等で判断するよう にして頂きたい。余りにも一方的な定義である
- ・児童生徒に分かりやすい内容にしてほしい
- ・現行法の定義は日常的に起きている事であり、全てをいじめや重大事態とし対応する事 は困難である
- ・被害を訴える側の主張が必ずしも客観的事実とは限らないということも踏まえ改正して 欲しい
- ・義務を課すなら日々の業務量を考えて頂きたい

学校(集約)

- ・定義、心身の苦痛を感じたら全てが「いじめ」とし一辺倒な対応を義務付ける部分を改 正して頂きたい
- ・学校の負担が大きすぎる。いつどこでも起こりうると認識されているならば教員の他業 務等、現実を考えて欲しい
- ・児童の発達段階に合わせた定義が必要
- ・いじめ防止法に従事する人材の確保が必要
- ・被害側の処罰感情が強いため加害側への処分や責任を明示して欲しい。罰則等が無く実効性がない
- ・被害を訴えた側の主張が正確とは限らないため、一方の感じ方や申し出のみで判断し被 害児童・加害児童とする事やどちらかに重点を置いた対応をする事は難しい
- ・いじめや重大事態となると学校や教育委員会ばかりに責任を押し付けている様な法律で あると感じる
- ・いじめ、認知、加害者という表現は響きが強く抵抗されるため表現を変えて欲しい
- ・定義の見直し。不登校重大事態の多くは不登校後に相談や申し出が多く、その場合、時間が経過していたりするため状況や事実確認が難しい
- ⑧ 調査委員会を設置する際の問題点(例えば財源、交渉等)をお答えください。

(教36・学72 計108) 業務が増える

(教101・学77 計178) 調査委員に日当等を支払う為の費用

(教26・学34 計60) 弁護士会等へ推薦依頼を提出しても中々受けて頂けない

(教23・学33 計56) その他

*その他の場合は、他問題点を記して下さい。

教育委員会(集約)

・各職能団体へ推薦依頼をしてから職能団体の会議を経て決定されるため、非常に時間がかかる

- ・一部の担当者に業務が集中してしまう
- ・調査委員のメンバーによって差が生まれる
- ・被害者側が推薦する者を調査委員とすべきとなれば、加害側と言われる側にとって公平性・中立性に問題があるとなる
- ・多岐にわたる分野の専門家を委員とし招集しなければならないため人選に時間がかかり、他業務へも影響を及ぼす
- ・常設委員では保護者から「勝手に決められた」と言われ調査に移行する事が難しい

学校(集約)

- ・学校いじめ対策組織のメンバーでありながら調査対象になる違和感
- ・日々の業務外に調整や資料作成等を行わなければならない事。業務が増えることに対する対策がない
- ・学校で起きた問題のため、学校主体の調査は保護者に理解や納得をしてもらえない
- ・調査結果にて、いじめ等が認定されなかった場合に加害側とされた方と対立が生じる
- ・調査対象であっても保護者が協力を拒否する事があり、十分と言える調査にならない
- ⑨ いじめ問題の対応で難しいと思う点をお答えください。

(教86・学147 計233) いじめか否かの判断、又は疑いがあると判断する基準

(**教28・学48** 計**76**) 他業務があるため対応に時間をかけられない

(教109・学153 計262) 保護者との連携

(教19・学30 計49) その他

*その他の場合は、難しいと思う点を記して下さい。

教育委員会(集約)

- ・法上の定義である「いじめ」と社会通念上の「いじめ」の理解が、まだまだ学校・保護者・児童も追いついていない
- ・いじめ問題に対応できるスキルを持った専門家が不足している
- ・一児童又は一保護者の訴えや主張によって、該当児童達の主張が異なり事実確認もできない状況であっても「いじめ」と判断しいじめ防止法に基づき対応しなければならない
- ・行為等を目視していない保護者、教育委員会、学校において話し合いをし判断しなけれ ばならない点
- ・いじめの定義が改訂された後、業務量が倍増した

学校(集約)

- ・友達との関わりの中で「苦痛を感じる」という事は稀なことではないが、それを持って 全て「いじめ」と判断して良いものなのか
- ・行為そのものが気付きづらい中、「やられた」「やってない」「見ていない」という状況が多々ある。行為の確認が出来ず一方の生徒の主張に沿って「いじめ」と判断し対応するのは迷いがある
- ・保護者は皆、自身の子供の主張を信じ学校が聞き取りや調査を行ったと言っても結果を 受け入れないため共有や連携は難しい

- ・子供同士で解決ができる事案もあるが、保護者や学校が乗り出して友人関係が拗れることもある
- ・互いの主張が異なり保護者の理解も得られないケースが多々あるが、学校や調査組織は 捜査機関ではないので事実確認や調査に限界がある
- ・お互い様の状況があるのに強く訴える方を被害児童とし、訴えられる方を加害児童とし て話を進めざる得ない状況
- ・発達段階や家庭環境の違いで、同じ指導や対応でも結果が異なる
- ・児童より保護者の主張が強く確認以前に「被害者」と決めつけ寄り添い要望を受け入れるよう主張される。受け入れなければ、その後の話し合いや児童への支援等に進まない
- ・発生後、話し合いや聞き取り、資料作成、支援等々行わなければならず他業務に支障を きたしている。複数件となれば更に対応が困難である
- ⑩ ネットいじめが年々、増加しておりますが原因と思われる点や必要と思われる対策をお答えください。

- * アンケートのご協力、有難う御座います。
- ご記入頂きましたら下記の住所へ送付、又はFAX・メールにて返信頂けますと幸いです。 お手数おかけし申し訳ございませんが宜しくお願い致します。
- * 返送期限に関しましては、11月12日迄としております。

NPO法人プロテクトチルドレン 〒333-0802 埼玉県川口市戸塚東1~12~23~202 代表 森田志歩 080-4182-0919 (FAX) 048-212-9578 pc.soudan114@gmail.com